

○財務省告示第三百三十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年四月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百五十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九年法律第二十三号）第四十六条
第一条並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

五

募方

入札競争
価格競争
方法
入札競争
決定の

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの申込みの応募額を割り当てて各申

六

イ

発

入札競争
価格競争
行額

額面金額で一兆七千一億円

うち特別会計に関する法律第四十六條第一項の引短期国債について

は、額面金額で一兆四千一億円、

資政法第七條第一項並びに特別

第一項、第九條第一項、同條第

ロ

国債市場
特別参加

特別会計の規に基き発行

額面金額で三億円

七條第一項の規に基き発行

百三十六條第九十五條第一項、

第一項、第九十五條第一項、

特別会計の規に基き発行

十二		十 十								九 八		七													
償還期限		行争	非争	者格	特第	国参	入札	価競	發行	十 十	振替	額最	八 八	行争	非争	者格	特第	国参	入札	価競	發行	七 七			
		入札	格競	第I	参加	市場	発行	競争	行日	振替	最低	額面	行入	非格	第I	参加	市場	発行	競争	行日	行入	非格	第I		
償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に				一厘	額面金額に	七厘以上	額面金額に	平成三十年四月二十日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿	五万円					円四億二千三百八十一万九千	千円七千三百一十七万三					面金額で三千九百九十九億円	た割引短期国債については、額

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額 額

平 財 日 額
成 務 本 面
三 大 銀 金
十 臣 行 額
年 か 通 百
四 ら 知 円
月 通 受 につ
二 知 を け き
十 受 け け 百
日 け た け 円